

==== 公布された規則のあらまし ====

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

公益法人制度改革関連三法の施行により、民法等の関係法令及び関係条例が改正されることに伴い、関係する規則について所要の改正等を行う。

公益法人制度改革関連三法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 規則の概要

(1) 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則は、廃止する。

(2) 次に掲げる規則について、所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県税条例施行規則

イ 職員の退職手当の支給に関する規則

ウ 鳥取県物品事務取扱規則

エ 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則

オ 鳥取県障害者自立支援法施行細則

カ 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則

キ 鳥取県消費生活協同組合法施行細則

ク 鳥取県立自然公園条例施行規則

ケ 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

コ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則

サ 鳥取県森林組合法施行細則

シ 鳥取県水産業協同組合法施行細則

ス 鳥取県農業協同組合法施行細則

セ 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則

ソ 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則

タ 鳥取県採石条例施行規則

チ 鳥取県砂利採取条例施行規則

(3) 施行期日は、平成20年12月1日とする。